



Title	埋蔵文化財保護行政の現状と課題 : 発掘調査から報告書刊行まで
Author(s)	禰宜田, 佳男
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/14125
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

埋蔵文化財保護行政の現状と課題

発掘調査から報告書刊行まで

禰宜田 佳男
(文化庁記念物課)

1. 埋蔵文化財とは

定義 文化財保護法第92条

「土地に埋蔵されている文化財」

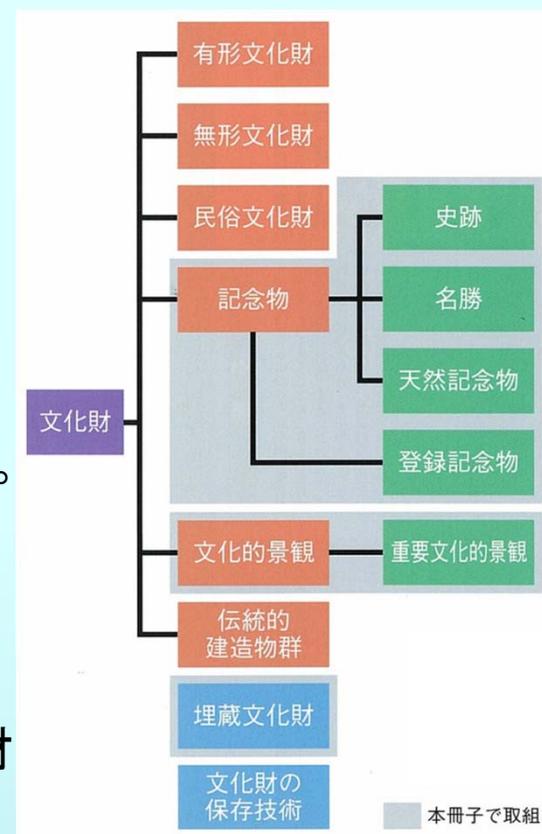
土地に埋蔵された状態の文化財(遺構・遺物)

特徴 ①文化財一般とは別個の保護制度である
埋蔵文化財→現状保存の対象ではない
文化財は現状保存の対象

②土地に埋蔵されているため、所在が知られていない。
知られていても範囲が正確に分からない。

③発掘調査をしてみないと価値や性格が分からない。

④発掘調査は、いかなる目的で行われても埋蔵文化財
の破壊・解体を伴う。





埋蔵文化財

壇の越遺跡(宮城県)

和泉黄金塚古墳(大阪府)

土地に埋蔵されている。



発掘調査

青木遺跡(兵庫県)

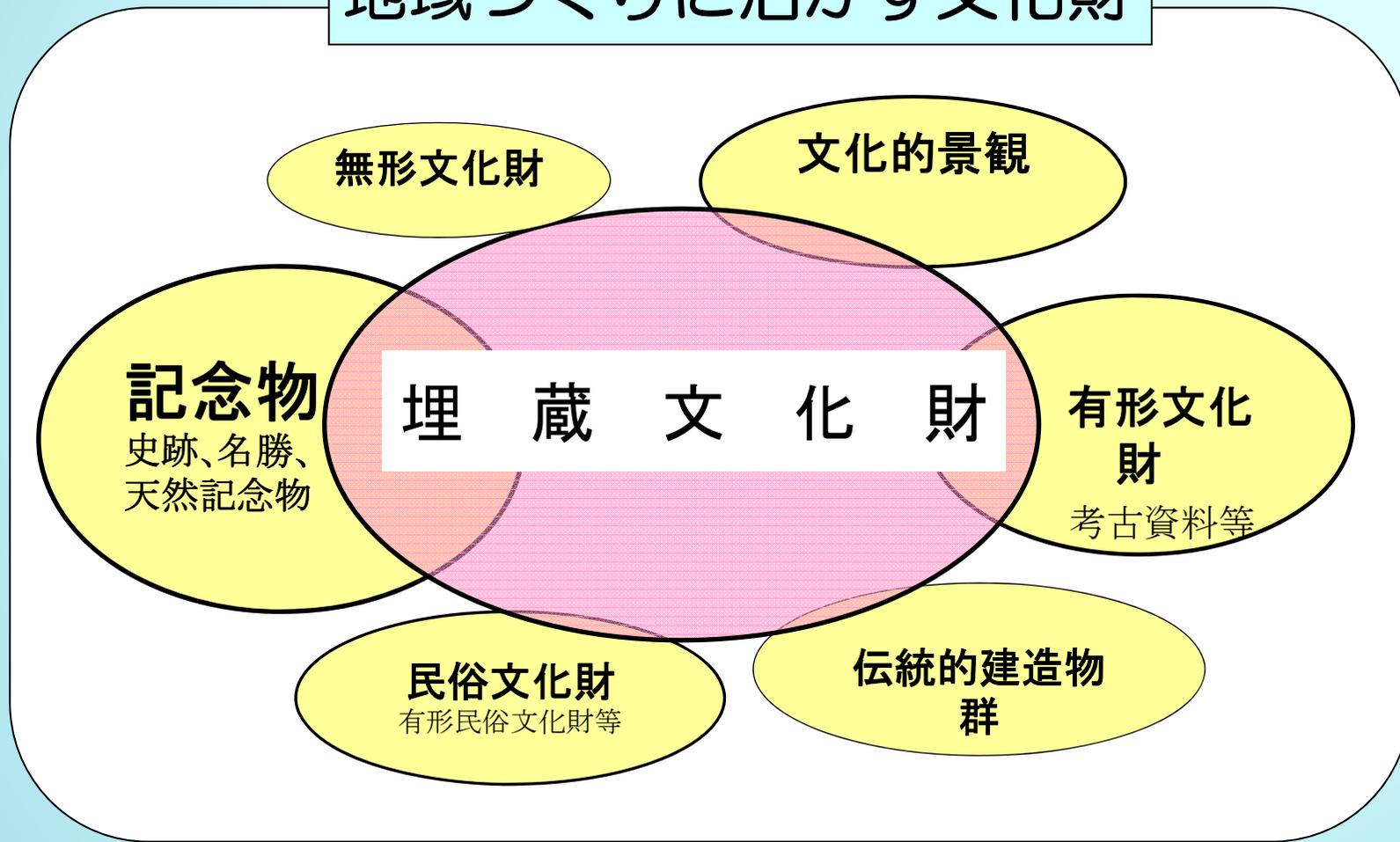


広田遺跡(鹿児島県)

発掘調査はいかなる目的で行われても
埋蔵文化財の現状を破壊することになる。



地域づくりに活かす文化財



埋蔵文化財行政の基本的過程

